

ボイラー整備士受験準備講習開催について

ボイラー及び圧力容器安全規則第35条及び第70条に、ボイラー及び第一種圧力容器の整備を行う場合は、ボイラー整備士の免許を有する者でなければ当該業務につかせてはならないと規定されています。

ボイラー整備士免許試験は、平成24年4月の法改正により、受験資格はなくなり、どなたでも受験可能となりました。

ただし、免許申請には、免許試験合格と実務経験証明が必要となります。

当支部では、下記により受験準備講習を開催いたしますので、ご案内申し上げます。

記

1. 日 時 令和8年1月14日(水) ~15日(木) 9:00 ~ 17:00

2. 会 場 千葉県経営者会館
千葉市中央区千葉港 4-3
[JR京葉線「千葉みなど駅」下車、徒歩 10分
千葉都市モノレール「市役所前」駅下車、徒歩 2分]

3. 講習科目、講習時間および講師 (午前9時から午後5時まで)

月 日	講 習 科 目	講習時間	支 部 講 師
1月14日(水)	ボイラー及び第一種圧力容器に関する知識	4	小野 幸造
	ボイラー及び第一種圧力容器の整備作業に関する知識	3	
1月15日(木)	ボイラー及び第一種圧力容器の整備作業に使用する器材薬品等に関する知識 関係法令について	2 5	

4. 申込要領

受講費用	(1)会員 1)受講料 14,300円 (受講料13,000+消費税) 2)使用テキストと代金(①+②+③)=10,890円 ①ボイラー・圧力容器の整備[2024年7月改訂] 4,950円 (本体4,500円+消費税) ②新版ボイラー整備士問題・解答集[2024年7月改訂] <一般社団法人 日本ボイラ協会発行> 4,730円 (本体4,300円+消費税) ③関係法令:ボイラー及び圧力容器安全規則[2023年6月30日改訂] <一般社団法人 日本ボイラ協会発行> 1,210円 (消費税込)		基本受講費用 計 25,190円	額要使 との用 なテテ りキス スト代 金お を持 差し しの 引方 いは た 金不	
	(2)会員外 1)受講料 16,500円 (受講料15,000+消費税) 2)上記使用テキストと同じ代金(①+②+③)=10,890円		基本受講費用 計 27,390円		
受講申込方法	※参考図書 1)わかりやすいボイラー及び圧力容器安全規則 [2023年7月6日第2版] 1,430円 (本体1,300円+消費税) 2)(新版)ボイラー図鑑 [2023年4月発行第3版] 1,430円 (本体1,300円+消費税)				
	※受付後、取り消しの申し出がござりますても、受講費用等はお返しいたしかねますので、ご了承願います。				
連絡事項	(1)窓口 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、当面の間、窓口業務は中止致します。				
	(2)現金書留 申込書に必要事項を記載し、受講費用とテキスト代を添えて千葉支部まで現金書留にて送付下さい。				
	(3)郵便局 振込 1)郵便局備付けの「払込取扱票」により、受講費用合計金額を振込んで下さい。 <「払込取扱票」通信欄には「ボイラー整備士受験準備講習」と記載して下さい> 振込先 : ゆうちょ銀行 口座番号 00150-2-781800 加入者名 一般社団法人 日本ボイラ協会千葉支部 2)振込後、「振替払込請求書兼受領証」の写しを申込書に貼付して、郵送して下さい。				
	(4)他の金融 機関から 振込の場 合 1)次の口座に受講費用合計金額を振込んで下さい。 振込先 : ゆうちょ銀行 店名 ○一九支店 (ゼロイチキュウ支店) 当座 : 口座番号 0781800 加入者名: 一般社団法人 日本ボイラ協会千葉支部 2)「お客様控」またはATM「ご利用明細票」の写しを申込書に貼付して、郵送して下さい。				
申込先		〒260-0031 千葉市中央区新千葉3-2-1 新千葉プラザ 308号 一般社団法人 日本ボイラ協会千葉支部		TEL 043-246-4753 FAX 043-246-4754	
申込締切		令和7年12月19日(金)	定員となり次第、締切りとさせていただきます。		
(1) ボイラー整備士試験日 令和8年2月16日に受験される方は、14日前までに関東安全衛生技術センターへ受験申請書を提出して下さい。 (2) 講習会場の駐車場はありません。 (3) 受講時は、マスク着用(個人の判断)でお願い致します。 (4) 昼食は各自で用意して下さい。					

◎ 注意事項

ボイラー整備士の免許資格要件としてボイラー及び圧力容器安全規則第113条により、実務経験について、次のとおり定まっております。免許申請にはボイラー整備士免許試験合格と実務経験が必要となります。

ボイラー整備士免許申請に必要な実務経験（実務経験従事証明書が必要）	
1	<ul style="list-style-type: none"> ○ ボイラー（小型ボイラー及び小規模ボイラーを除く。）の整備の補助の業務に6か月以上従事した経験 ○ 第一種圧力容器（小型圧力容器及び小規模第一種圧力容器を除く。）の整備の補助の業務に6か月以上従事した経験 ○ 小規模ボイラーの整備の業務に6か月以上従事した経験 ○ 小規模第一種圧力容器の整備の業務に6か月以上従事した経験
2	<p>注 ボイラー技士又はボイラー取扱技能講習等を修了した者が、自己の取り扱うボイラー又は第一種圧力容器の整備の業務又は整備の補助の業務を自ら行っている場合には、取扱経験1年を2か月に換算するとともに、検査証に係わる記入が必要です。この場合以外にあっては、検査証に係わる記入は不要です。</p>

*各用語については、以下を参照してください。

小規模ボイラー (労働安全衛生法施行令 第20条第5号各号)	<p>小型ボイラーに該当しない次のいずれかのボイラーをいいます。労働安全衛生法の適用を受けるものであれば検査証が交付されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 脳の内径が750mm以下で、かつ、その長さが1,300mm以下の蒸気ボイラー ○ 伝熱面積が 3 m²以下の蒸気ボイラー ○ 伝熱面積が 14 m²以下の温水ボイラー ○ 伝熱面積が 30 m²以下の貫流ボイラー（気水分離器を有するものにあっては、当該気水分離器の内径が400mm以下で、かつ、その内容積が、0.4 m³以下のものに限る。）
小型ボイラー (労働安全衛生法施行令 第1条第4号)	<p>労働安全衛生法施行令第1条4号のものをいいます。労働安全衛生法の適用を受けるものであれば個別検定の対象です。</p> <p>検査証は交付されません。</p>
小規模第一種圧力容器 (労働安全衛生法施行令 第6条第17号各号)	<p>小型圧力容器に該当しない次の第一種圧力容器（以下「容器」という。）をいいます。労働安全衛生法の適用を受けるものであれば検査証が交付されています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 加熱作用を行う容器（熱交換器、蒸煮器、消毒器、加硫器等）で内容積が5m³以下のもの。 ○ 反応作用を行う容器（反応器、オートクレーブ等）で内容積が1m³以下のもの。 ○ 蒸発作用を行う容器（蒸発器、抽出器、蒸留器等）で内容積が1m³以下のもの。 ○ 高温の圧力液体を保有する容器（蓄熱器、フラッシュタンク等）で内容積が1m³以下のもの。
小型圧力容器 (労働安全衛生法施行令 第1条第6号)	<p>労働安全衛生法施行令第1条6号のものをいいます。労働安全衛生法の適用を受けるものであれば個別検定の対象です。</p> <p>検査証は交付されません。</p>